

平成19年度 道州制シンポジウム 議事録

(平成20年1月22日 広島県民文化センター)

主催者あいさつ

広島県知事 藤田 雄山

本日は、道州制シンポジウムに多数御参加いただき、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、国における道州制に関する議論につきましては、昨年1月に、道州制担当大臣の下で道州制ビジョン懇談会が設置され、本年度中に、道州制の理念や大枠につきまして論点を整理した中間報告が取りまとめられる予定とのことでございます。

この懇談会には、本日、パネリストとして御出席いただいております河内山市長とともに、経済界からも道州制協議会メンバーとして福田中国経済連合会会長が参画をされており、本日は、現在の検討状況などにつきましても伺うことができるのではないかと期待しているところです。

申すまでもなく、道州制の導入は、本来、住民に身近な行政サービスを、できるだけ身近な地方公共団体で、自主的かつ総合的に提供していくことを前提とした地方分権の究極の姿であり、「国のかたち」そのものを変える大改革であります。

このため、その実現に向けては、多くの住民の方々の御理解と御賛同をいただくことが大前提であり、県民の皆様とともに、大いに議論していく必要があることから、このシンポジウムを開催した次第でございます。

前半の基調講演は、国土審議会委員の矢田俊文様をお願いしております。矢田先生は全国に先駆けて、産学官が連携して道州制に関する意見を取りまとめられた、九州地域戦略会議の下に設置された道州制検討委員会の委員長を務められており、現在策定中の「道州制の九州モデル」について御講演いただくこととしております。

また、後半のパネルディスカッションでは、中国、四国地域の行政や経済界を代表するパネリストの皆様、矢田先生にも加わっていただき、中国、四国、九州ブロックの検討状況を踏まえながら、道州制導入の意義について御議論いただくこととしております。

本日のシンポジウムが県民の皆様にとりまして、道州制や地方分権の推進を、より身近なものとして考えていただく契機となり、ひいては、より自主性・自立性の高い広域自治体としての道州制導入の気運醸成につながりますよう祈念いたしまして、開会のごあいさつといたします。

基調講演 「道州制の九州モデル」

講師 北九州市立大学学長 矢田 俊文氏

それでは、1時間弱ということで「道州制の九州モデル」という話をさせていただきたいと思います。毎年1回こういうシンポジウムがなされていて、2回とも、総務省で地方分権に携わってきたベテラン、しかも東京の方が地方分権について講演しています。我々から見ると、ちょっと変な感じもいたしますが、3回目、むしろ広島より東京から遠い九州から話をする機会がありまして、大変光栄に思っております。大抵は東京や関西から来て話をするのが地方の習わしですが、同じ地方として、どういう動きをしているのかという話をここでさせていただきたいと思っております。

道州制の九州モデルを英語で言うとモデル・イン・九州で、九州特有のモデルではありません。また、中央で議論されている話や広島県がだいぶ前に発信した話を参考にしながら、なおかつ新しいところを狙いながらということで今、作業を進めております。

基本的には広島県が提案しているモデルと内容はダブりますが、最大の特徴は、九州の経済団体と九州7県知事が九州地域戦略会議という公式の組織をつくり、その下で厳しい議論をしながら、財界と知事会とが合同して発信しているということです。提案する内容のレベルの問題も1つですが、それを全体で支えて、実現する時は共同でやっていくところに九州特有のモデルがあるのだらうと思います。北海道は新しい北海道道州モデルをつくり、一知事の下で国と一緒にやっています。広島県は、これからお話しする機会があると思いますが、非常に緻密であり、市町村と県の関係は権限移譲が非常に進んでおります。合併も進んでおります。従って、我々が学ぶところは多く、また、相当取り入れていかざるを得ないところはあると思います。しかし、これはどうしても県のレベルです。我々は九州全体7県で、しかも経済団体を交えてやっていこうということで、おそらくモデル・イン・九州はそこが特徴かと思っています。

それでは、パワーポイントで話をいたします。私も60代半ばですが、ちょうど10年ぐらい前から巨大なIT革命がありました。その頃に学部長や副学長をしてみましたので秘書や院生にまかせて、なかなかこういう技術を自分で習得する機会がなかったのです。たまたま退職し、学長就任まで1年間、年金生活をしており、再就職のために一所懸命パワーポイントを自分で学びました。ここで発表するのは、ほぼ100%私がつくっております。年のわりにはうまいと私は思っておりますが、まずければ年のせいだということでお許し下さい。この世代は大体IT革命に乗り遅れて、部下に指示するというのですが、何しろ部下がいない、大変幸せな時期がありました。

パワーポイントは28枚あります。皆さんのところにはコストの関係で白黒で裏表7枚になっています。は、これからのディスカッションに対する問題提起ということで。一体どうなるのだとか、話は話として面白いが、今の政治状況の中でできるのだろうか、最大の関心はここにあると思いますが、私は政治家ではありません。あるいは行政の長でもございませんので、問題提起として次に渡したいと思っておりますので、中身は3つであります。

わが国における道州制の検討状況

私の課題は、どちらかという道州制の九州モデルの検討状況ということですが、これも広

島モデルがありますのでかなり重複します。従いまして は、道州制について今まであまり考えたことがなかった人に、今、日本の道州制はどういう検討状況になっているかということをごく簡単に話します。それから、EU諸国は日本に先立ち、非常に似た動きをしております。イギリス、フランス、イタリアと日本が今やっていることは、推進力はどこが違って、どういう形態になっているのか。私が昨年夏に、第二次の検討委員長になり、どうしてもEU、欧米の動きを参考にしながらやっていきたいと考えました。日本が飛び離れた動きをしているのか、遅れているのか、あるいは独自の動きなのかということとを短期間に、半年ぐらしかけて研究会で検討し、特徴を整理しました。これは少し参考になるかと思えます。そして、九州の動きの話をしていただきたい。35分までということ。私の講演は時間を守ることが最大の高い評価を受けておりますので、30分ちょっとでやめたいと思っています。

それでは、「わが国における道州制の検討状況」。これは誰が話しても同じ内容ですが、おさらいしたいと思っています。法律として具体的に実施を迫られている動きと中央政府の答申、知事会や経済団体の動きは21世紀を境に、わずか7～8年ですが、かなりはっきりした動きが出ております。そして、それに合わせて九州では独自に動いています。

昨年末に広島県の方からいろいろ説明をいただき、膨大な資料をいただきました。そして、今日の講演会がありますので早くレジュメを出してくれということで、1月早々につくりましてお送りしました。その後、膨大な資料をゆっくり読ませていただきましたので、ひょっとすると大変失礼なことをしたということで、慌てて一番右側の「2004年11月」というところに「広島県分権推進審議会答申」を書き入れました。皆さんのところには書いてありません。これでいきますと、全国的な動きと九州の動きと広島県の動きが時代的によくわかります。地方からの発信では広島県は最先進地域だということで、皆さんはかなり自信を持つべきだし、我々もその内容をこれからどんどん取り入れていきたいと思っています。

基本的には、1つは、ベースは地方分権という動きであります。その一番大きな合併特例法は、いわゆる平成の大合併を推進するために1999年7月にできました。2005年に切れるので、2005年に新合併特例法で基本的な精神をあと5年延長し、各都道府県で合併が進んでおります。それぞれの知事さんの姿勢もあって、結果的に合併は広島県が最も進んでいます。中国地方は、全体的に合併が進んでおります。

これはいろいろな背景があると思いますが、道州制はこれがベースになります。後で話をいたしますが、権限を身近な団体にできるだけ移譲するという「補完性の原理」が地方自治の原則であります。補完性の原理の時に、最も身近なものを十分にこなせるだけの行財政能力を身につけなければということで、合併が進んでいることが道州制全体のベースであります。日本全体を見ますとなかなか進んでいないということで、九州7県で道州制を議論しておりますが、その議論に私が突っ込むと「まあやめてくれ」と言うところがないことはない。大分県と長崎県が非常に進んでいますが、それ以外の幾つかの県は全国平均を相当下回ります。そういう点では中国地方、特に広島県は道州制を声高に話せるだけのベース、しかも合併と同時に権限移譲が進んでいます。

その一方で、合併の流れがひたひたとあり、2005年で閉まることをあと5年延長して、引き続き基礎自治体の強化という流れが進んでおります。2010年3月までになっております。それと同時に地方分権一括法ということで、知事会あるいは市町村長会という地方自治の

ほうからかなり強く突き上げ、いわゆる機関委任事務という、本来は国がやるべき仕事を相当程度、都道府県に依存した、こういう上下関係を法的に改め、はっきりと「国と地方の関係は上下ではない。対等である」ということを出したのが地方分権一括法であります。さらに2006年には地方分権改革推進法ということで、より一層強めています。

そして、評価は非常に分かれておりますが、補助金よりも税源移譲ということで三位一体改革が2004年に行われました。補助金をつけて国の意思でいろいろな事業をするのではなく、もともと財源そのものが地方から国税その他で吸収されていたものを、初めから税源を自治体にということで実施したのですが、結果的に収入が相当減ってしまう。従って、評価はばらばらです。お金の話をすると失敗、権限の話をすると、かなり大きなものを勝ち取ったという評価になりますが、この三位一体改革が進んでおります。これが、いってみれば1つの大きな流れかと思えます。

それと同時に大変面白いことに、これを支えようとするのが一方で知事会であり、市長会であり、町村長会であるということですが、他方で経済団体が道州制・分権について非常に力を入れております。後で話しますが、経団連が今年の7月に提言を出しました。提言を出すということは、提言を出す2年前ぐらいから、かなりの議論が表に出てくるということです。それから、全国知事会が2007年に「道州制に関する基本的考え方」と、内閣府が道州制ビジョン懇話会、これも現在引き続き議論が進んでおります。2007年になりましてから、いわゆる道州制に絡む答申が一気に出ました。それまでは市町村合併や地方分権がベースでしたが、2007年から道州制ということが表面に出てくるという流れかと思えます。

九州も、この流れと全く軌を一にしてこういう動きがございます。もともと内容的に仕掛けているのは2004年1月の広島県の分権推進計画です。これに基づいて一方で合併が進み、一方で権限を市町村に持っていくということを、県レベルで全国発信しながら足元をかためている。九州は、その話は違った方向で動いておりまして、足元で実施するというよりも、九州全体にいきなりテーブルについてもらう。九州地域戦略会議という、いかにも民間団体のようですが、(沖縄県、山口県を含む)9県知事や経済団体、商工会議所連合、経済連合会、経営者協会が同じテーブルにつき、まず九州全体の観光を推進するという九州観光推進機構を皆が金を出し合ってつくり、九州全体にアジアからの観光客を取り入れる連携作戦を進めております。

2番目の大きな仕事は道州制検討委員会という、賛否よりも先に中身を議論しようということで、しかも、すべての団体が同じテーブルでやろうという。広島県が内容中心に対して、九州は政治的なまとまり中心、内容はその後ということで、第1次道州制検討委員会が06年に提言をだしました。道州制という全国的な大きな流れと一緒にやっていく。あるいは先行して推進していくことにつきまして、7県で合意に達しております。その間、知事が替わったりして、特に宮崎県知事も替わっておりますが、大きくそれを外すような方向ではなく、むしろ一緒にやっていく方向で進めております。そして、国の考え方がいろいろ出てきたり、広島県の考えが出てきたり、これを受け止めながら、九州としてもう少し税財政その他を詰めていこうということで、第二次道州制検討委員会を昨年7月につくりました。

私は今までの流れに乗っておりませんでした。いきなり第二次の委員長をやってくれということで、面白そうなので引き受けました。私は地方財政学者でもありませんし政治学者でもございません。どちらかという地域経済ということで、櫛本先生と一緒に国の国土政策づく

りをやっておりましたが、当然その中で行政体のあり方は私の関心にありましたので、やってみようかということで今、進めております。今日は、その話を中心にしたいと思っております。

あまり新しいところではありませんので丁寧に時間を使うつもりはありませんが、後でEUの動きを参考にしながら、この話を聞いていただければと思います。第28次地方制度調査会。28次とは、いつから始まったか。戦後、地方制度調査会が発足してからです。いろいろなことをやってきました。27次あたりから28次、29次と、道州制にかなりコミットした答申が政府の正式機関で進めています。「道州制のあり方に関する答申について」は今年の2月ですから、ちょうど1年前に初めてはっきりとした路線を出してまいりました。

1、都道府県はなくする。道州を置き、市町村と2つで地方公共団体、地方自治体を考えていく。2、その結果、都道府県の事務はできるだけ市町村に移していく。国の事務、特に地方支分局の事務プラスアルファは道州に移譲する。3、これはヨーロッパといろいろな形で比較しますが、議会・首長は直接公選であるということで、いわゆる自治という言葉が市民に支えられたことで、行政単位としてのまとまりだけではないということです。4、区割りがいろいろあります。新聞はすぐここに関心を集中しますが、区割り議論をやればやるほど進まないことになります。州都の話と区割りの話をすると道州制の本質の議論が全く進まなくなると私は思っています。何のためにやるか、原則をしっかりしないとまずいと思います。5、同時移行する。これも今後の重要な課題です。「先行もあり」という非常に微妙な表現です。国家のあり方を議論するのに、整ったところからいくかというのは、一国二制度を前提に許容するかどうか。これも結構大きなこれからの課題かと思っています。4と5が必ずしも全国的に一致しているわけではありません。そしてもう1つ、6が税体系。

4、5、6は、詰めれば詰めるほど、この路線が分裂する可能性を持ちながら、しかし移行するには、どうしてもここをはっきりさせなくてはならない。それ以外の1、2、3に、おそらく大きな異論はないだろうと思います。

これは全国知事会も同じように。赤いところはキーワードで覚えておいてください。二層制である。それから、国が決めて地方が下請けをするのではなく、すべて地方が企画から実施までやる。そして、それは中央の統治機構再編にかかわる。単に地方分権で少しずつ権限を移すという話ではない。区割りのことは6番目に入っております。地方制度調査会と道州制、そして広島の見解が全く同じ線で動いております。

経団連の方針も、国、道州、基礎自治体をベースにしています。そして、具体的にどういう行政を国がやり、道州がやり、市町村がやるかを列挙しています。わかりやすく言うと、インフラ整備や産業振興などは道州がやり、福祉・医療・介護、消防など安全・安心にかかわるところは市町村がやる。国は外交、防衛、一般的ないわゆる経済の基準などです。要するに、国際競争力、国の存立にかかわることは国がやり、それ以外、経済的なことは主として道州がやり、生活に直結するものは自治体がやる。できるだけ生活に身近なものは基礎自治体あるいはコミュニティがやりながら、やり切れないところ、全体については道州が補完していくというので、もともと地方自治の原則で、「補完性の原則」、「近接性の原則」と言っています。これを改めて強調している。そして、統治機構を見直すという見解が出ています。

従って、知事会、政府の関係答申、そして財界が今、区割りや税体系など細かいところを別にすれば全く同じ路線で動いています。

E U 諸国における地方分権化の動き

我々が研究した E U 諸国の地方分権の動きについて。日本がどうなのか、こういう総括表をつくりました。イギリス、フランス、イタリアは単一国家といいます。これに対して連邦制は州自体が国の権限を持っている。法律を整備できる。三権分立の中で行政だけではなく、裁判も法律制定権も持っている。アメリカ、カナダ、ドイツなどです。単一国家は、立法権や司法権を国が持ちながら、行政の単位として地方が持っているのが単一国家における地方分権といいます。

第一層、市町村、基礎自治体。第二層、広域自治体。県レベルです。第三層がブロックレベルとして、そういうマトリックスでフランス、イタリア、イギリスの 3 カ国に整理しています。これらの国での地方分権の動きが 21 世紀に入って同時に起こっています。日本だけの特異現象ではありませんで、世界の流れと言うと語弊がありますが、先進国の流れとして明らかに地方分権を進めています。

憲法改正によって地方自治を獲得するような地方分権の動きというのが、フランスでは Region (レジョン) という広域ブロックがはっきりした自治の単位になる。自治とは、議会を持ち首長を選ぶことです。議会をもたない国の出先機関と異なります。イタリアも Regione (レジョーネ) というところに権限を持たせる。イギリスは一国二制度で、スコットランドとウェールズと北アイルランドだけ議会をつくり自治を認め、それ以外のイングランドは依然として広域自治体が形成されていない。しかし、これらが日本の動きと時間的には全く軌を一にしている。

そして、面白いことにフランスとイタリアは、基礎自治体である Commune (コミューン) や Comune (コムーネ) を一切動かしていません。市町村合併をしていません。そして、Department (デパルトメント)、Provincia (プロビンシア) という県も動かしていません。従って、三層制を取った。これは日本との基本的な違いで、日本は二層制ということで、市町村をどんどん合併して強くしておいて、十分この機能を受け持つようにして都道府県の機能を移し、そして、ここに今度新たにより広域のブロックに自治を与えるという二層制です。フランスとイタリアは昔からあった地域団体を行政レベルで変えないで、せいぜい広域に対しては連合を強めていく。県やプロビンシアをつぶしはしない。三層制にしている。なぜ重複することをやっているかは後で説明します。

ところが、イギリスの場合は、もともところちらに District (ディストリクト) という市町村レベルの話と County (カウンティー) という県に近いレベルとがある。こういう意味では二層制でしたが、日本と非常に似ている。しかし、近年この 2 つを合体し、Unitary (ユニタリー) という広域自治体をつくりました。しかし、政権が労働党と保守党の間を行ったり来たりするのでやめました。従って、2 つが一緒に出ている。他方、スコットランドとウェールズと北アイルランドは 1 つの分権を確立する。日本で言えば、沖縄と北海道と九州だけ道州制を入れ、本体の本州はあまり変わらないというように、政権によって一貫性のない形で一国二制度をやりました。

従って、見ていると、日本と全く同じものは 1 つもない。非常に近いイタリア、フランスは、基礎自治体は動かさないでレジョーネだけをつくっている。大変面白い。しかも、自治の中身

は三層制か二層制かというのと、新しい広域自治体の議会は市民で選出する直接選挙ですが、首長につきましては議院内閣制に近く、議会から選んでくるのがフランスです。イタリアは日本の制度と似ていて、議会と首長とも直接選挙ということです。総務省発か、あるいは地方発で分権を言っていますが、世界的な流れに見事に入っています。

こういうEUの動きは一体何なのか、これが日本の分権推進力とだいぶ違う。EUが出来上がりました。そうすると、EU構造基金というものができて、EUの地域格差是正のために相当の金を各国からEUに移して基金を創設します。東ドイツや南イタリアは典型的で北アイルランドも1つですが、後進地域の開発促進のため、格差是正のために、元気なパリやロンドン、あるいは西ドイツの中心部からお金を吸い上げて基金をつくり、構造的困難に直面する地域に支援するシステムができます。

どこに支援するかというと、基本的には国単位ではなく自治体単位。従って、支援を受けるのが、小さければ小さいほど効果がないので、各国は県単位ではなく、あえて広域の受け皿で州をつくっていきます。ここで後進地域とみられたところにどっさり基金が入ってきます。基金の受け皿をつくるために州をつくるという形を取ります。今、日本はそういうことではありません。自らの地方自治だということで動いていますが、むしろ国の権限をそこに移譲することによって基金の受け皿とする。なかなか訳しにくいですが、“Nomenclature of Territorial Units for Statistics”。要するに、領域の一種の単位といいですか。ですから、統計的な地域単位という感じで理解しています。NUTSと向こうでは言われます。NUTSをつくるのが分権を推進する力です。

例えばフランスですと、もともとコミューンがあって、その上にデパルトメントがあって、その上に国がありました。ところが、それに、ちょうど中国地方、九州地方、東北地方に匹敵するような、もともと歴史的な地域がありました。わかりやすく言うと、ワインの名前にでてくるような、ブルターニュ、ブルゴーニュ、ラングドック&ルーション、ロレーヌ、イルドフランスは自治体ではなかったのです。これが権限を持つ。憲法を改正して地方自治体となった。こうしたレジョンが26もある。日本の東北地方、四国地方、中国地方、九州地方が、誰でもいっていますが、何ら行政体ではなかったのが、きちんと憲法上、1つの自治組織になる。この単位でEUから基金を受け取るためにつくっています。これを憲法を改正してやる。EUという大きな枠の中では、日本の憲法改正とはだいぶ違う。

イタリアの場合も、レジョーネ=NUTSというランクで同じことをしています。これは例えば、全部で20ありますが、トスカーナ、ロンバルディア、カンパーニア、シチリアなど、いわゆる昔の封建的な時期の地域的なまとまりです。封建諸侯のまとまりが、今や21世紀に入って自治体化している。従って、形態的には非常に似ていますが、あくまで、先ほど言いましたようにこれです。構造基金受け入れのために分権化を進めている。国が小さく、国境が低くなり、むしろ日本と韓国の国境の意味が少なくなって、中国地方、九州地方とでは、むしろ韓国の慶尚南道や全羅南道などほぼ互角になってくる。そういう時代の流れです。

ただ、もう1つイギリスの場合は、イングランドは全くそういう権限を持ちません。イングランドにおける地域とはノースイースト、ノースウエスト、ヨークシャー&ハンバー、サウスイースト、イーストミッドランドという単位ですが、これに自治を与えておりません。単なる国の出先機関です。ところが、アイルランドとウェールズとスコットランドについては自治を

与えておりますし、議会が成立しております。そうすると、沖縄、北海道、九州だけが道州化するのと似てくる。ただ、向こうは民族問題がありますから、ここを分割しやすいところがあります。日本の場合は、周辺地域から一国二制度をやるかというのは問われる1つの大きな課題なのですが、かなり慎重にこの辺の動きを見なくてはいけないと思っています。

道州制の九州モデルの検討状況

九州モデルの話に移ります。先ほど言いましたように、中身については広島モデルは非常によくできて、実際にやっておりますので、そういう点では先進地域だとは思っております。

九州地域戦略会議というのがあって、議長が九州経済連合会（九経連）の会長で、副議長が九州知事会長で長崎県知事です。全国知事会長の福岡県知事もおりますし、あの有名な東国原さんも入っています。私も二度ほど握手をする機会がありました。知事会議があって九経連があって、そして1年ぐらい議論して第1回の答申をして、もっと詰めていこうというので私が同じような組織メンバーで委員長になりました。多久市長、こちらの柳井市長と同じように全国発信している市長であります。これを先につくってから中身を詰めていこう。これは広島と違います。広島は優秀な事務の部長クラスとサポートする先生がいれば、どんどん深掘りすることができますが、この辺が合意を得ながらやっていきますから、そんなに進捗率はいいわけではありません。

時々、私は出過ぎることがありますので、今日の発言もかなり慎重にしたいと思っている。この組織の一員としてやっていきますので、個人の学会発表より歯切れがよくないかと思えます。

第1次委員会報告では、基本的に国の答申と変わりません。二層制、公選は先ほどの流れと同じです。

ということで、もう少し九州らしく詰めようというのが第2次検討委員会です。県の企画部長クラス、総務部長クラスがメインですから一緒にやっていきます。国と道州と市町村の役割分担、それから、税財政制度、そして、九州の将来の姿。これらについて深掘りするのが第2次検討委員会の課題です。おそらく今日のシンポジウムの最大テーマでもありまじょうが、一体、道州制にして市民の生活はどう変わるのか。なかなかストーンと落ちるものがないので、きちんと分析する必要がある。もっと中身の姿が住民に直結したイメージを出さないと支持を受けない。特に、恵まれた首都圏の支持はほとんど受けないだろう。これが我々の任務で、九州モデルを発信しましょうということです。

全国の流れ、広島の流れを受けながら、やはり分権型社会のスキームをつくる。国と州と市町村。項目羅列はどこでもあります。もう既に2004年頃からほとんど出ていますが、具体的に細かいところで、例えばこういう政策だったら今、国がこういう権限を持って、県が持って、基礎自治体が持っているけれど、もし出来上がったらどうなるのかという話を関係団体、7県と経済団体に仕事をお願いしました。深掘りと称しています。そして、それぞれの団体に検討し、それをまた集めて調整して3月に路線を出そうということです。今、1次レポートが各団体からあがってきている段階で、整理されている段階ではありませんので、あまり深掘りの中身を言えません。

ただ、それをどうまとめるかというので、これは私がつくりました。大体、府県合併と道州

制はどこが違うのかという極めてプリミティブなところでさえわからない方がいる。一般市民、学者の中でもはっきりしない。私は、この4つの原理があるのだらうと思います。1つは分権制の原理、国の統治機構を相当部分、地方に渡す。国と道州で分割しよう。

もう1つは補完性の原理。これは地方自治論で当たり前のことですが、本来、市民に直結するものは身近なところで処理する。従って、県の事務はできるだけ市町村に移管する。簡単に言えば、広島県の山陰に近いところでは、いろいろな仕事を広島に来なくてはいけないのが、ほとんどを身近な市役所でできるようにしていこう。これが近接性の原理、または補完性の原理。自治というのはこうなのだ。これは近代の地方自治論の原則ですが、これを実現していこう。日本では県と国が強い、これを市町に移していく。

もう1つは、どこに生まれて暮らしても全く同じ。シビルミニマムといいます。教育にしる、上下水道にしる、福祉にしる、どこで生まれても格差をつくらないというのが、日本の中央集権の最大の理論的バックボーンです。入試が行われておりますが、教育を受けたところによって教科書が全然違ったら、入試でハンディが生じる。センターテストをするのに、育ったところで教科書が全然違ったら駄目ではないかという話になると、教科書も全部、国が画一的に指導するというのが典型的です。そうすると、文部科学省の指導要領に従ったものはよくわかるけれど、いわゆる地元の話、地元の古い話は全くテストの対象にならない。言葉についても教科書は、いわゆる方言はほとんど出さない。身近なところであるほど、本来は方言が文化の中、国語の中に取り入れられていいはずですが、これが近代国家をつくる時に、格差是正という名前で、すべてどこでもやる。これは今、明らかに見直そうということになっています。こういう権限の移譲です。まとめると地域主権の確立です。

それと、中国地方の700万～800万の人口で県境があって不便だから、まとめてやらどうかという一体性の原理があります。県境を撤廃して広域政策をつくらうと。

それから、公務員が多過ぎるとか、同じようなことを、いろいろなことをやっていてどうするのですかと、道路の整備も県境になるとガクッと違いますのでという話が常に出ています。これは合併すれば解決する話です。しかし、それは権限の移譲問題とは違いますので、私は効率性の原理と表現しています。

論文を読んでいると、さすがに答申は全部入っていますが、人によって、分権の原理を強調している人がいます。ここを強調すると、市民にとっては、所詮国と道州の関係で私は関係ないという話になる。分権の原理を強調すると、政治学や行政学としては受けますが、市民にとっては、どこかの偉いさんの権力闘争だろうぐらいになる。従って、おそらくこの4つのベクトルが一緒にならないと。おそらく知事会あたりは、この辺に非常に興味を持っていますし、経済団体は、一体性の原理や効率性の原理に非常に興味がありそう。税金の無駄遣いだ。それから、ブロック間競争で結構弱いという。しかし、最後の最後のところは、皆さんの事務がすぐ目の前の市役所でほとんど行われますというところまでいって、市町村合併して権限が移譲してという近接性の原理が住民に直接影響してくる。そういう点では、広島県はこれを声高に言っておりますが、これを着実に実施しているというふうに見ていい。我々は理論的にやって、これとこれの違いをわかりながら。都道府県合併というのは、しょせん道州制の部分集合といえますか、同じ輪の中のあるところを実現するのだと考えます。

まず、分権性の原理で説明してみる。例えば道路であれば、高速道路が今、民営化し、国は

新直轄で100%税金でやろうとしている。新設・維持、国が4分の3、県が4分の1ですが、これはすべて道州でやりましょうというふうに切り替えていく。一般国道につきましても、すべて道州でやります。広島県になると、県道レベルだと市町村に相当移しています。こういうことを大胆にやっていくということでもあります。これが分権性の原理です。

次に補完性原理の例は、保育所です。もともと保育所の企画・立案、認可方式という最低基準を全部国が一律基準して、設置の認可などは県、設置するのが市町村です。つくるものは市町村だけれど、基準そのものは国が作る。これは要するにシビルミニマム。どこで生まれても条件は同じだということから、すべて国がコントロールする。シビルミニマムの思想そのものが今の分権を阻害している。ただ、逆に分権した時にシビルミニマムの思想はどうなるのかというのは、どうしても出てきます。例えば、義務教育の年限を道州で決めた時に、生まれたところの教科書と義務教育と大学進学との条件がどうなるのかということも出てきます。

一体性の原理は別に説明することはありませんが、九州では今、広域地方計画をつくっております。九州全体をどうするのかという話を今年の7月にまとめます。その時、県境は頭から外し、九州像をどうするか。今、中国地方もその話をしています。面白いことに、知事と政令市長と国の出先機関の局長が集まって、あまり長いのは困るのでページ数まで決められていますが案をつくります。従って、それぞれのブロックの内容も基準がありませんから、キーワードは何なのかの競争になっています。どうしても情報が流れますので、私は九州の有識者会議の座長をしていますが、独創性を出そうと思っています。もともと全国総合開発（全総）を20年ぐらいやって、最後の第五次全国総合開発計画（五全総）は専門委員会の委員長代理として議論に参加した経験をうまく入れながら面白くやっているのです。従って、今や道州制に近い政策形成に入っているところであります。

そして、効率性の原理。これもいくらでもあります。公務員が何名いて、道州制になれば公務員が減るといった話ですが、例えば九州で言えばアジア戦略をやっています。戦略として、東アジアの環黄海都市会議を北九州市がやると、福岡市は対抗してアジア太平洋都市サミットをしますし、大分県知事は、またもう1つ知事会議を仕掛けています。九州経済産業局が中国相手と韓国相手に別々の会議をしています。それぞれのトップにとっては自分のパフォーマンスですが、市民にとっては同じことをダブってやっているのではないかと思う。こんなものは簡単に一本化する。それから、九州上海事務所に福岡県、福岡市、北九州市、長崎県、大分県、それぞれ持っています。これは一本化できる。こういうのを探せば、無駄な投資が非常に多いということになります。こういうのも効率性の原理で、コストと効果が相当違うのだらうと思います。

この辺になると異論が出るところですが、しかし、お金をどうするのかという話は最後まで課題となります。従って、今の税体系、法人税や所得税などはほとんど国に入る。そして、資産系が固定資産税、都市計画税で県や市に入る。住民税も県と市に入ってくるという形で、結果的に東京で吸収する部分、国税の部分が非常に多いので、そこで国税を交付税という形で再配分する。従って、「金持ちの親が子どもに配布する」という言葉を政治家の誰かが言って総スカンですが、もともと広島の本社の生産は、本社のある東京での法人所得として課税されますから、東京で国が吸収したといっても、もともとそのベースが地方から移っています。

わかりやすく言えば、皆さんがお子さんを東京の私立大学にやれば、毎年、授業料で100

万円，生活費で10万円/月を送って120万円，220万円ずつ送っていますが，それは東京の私大の先生の所得になり，東京のアパートの地主の所得になります。これをまた東京都が税金で豊かとなる。もともと地方が一生懸命，仕送りして，返ってくるものはそんなに多くない。極めて当たり前の話は一切しないでやっています。そうすると税の取り方を変えるしかない。佐賀県知事がチームでつくった例を紹介しました。これは勉強会をするとかなり議論になるところで，九州の統一見解ではありませんが，今のところ佐賀県の試算です。

要するに，固定資産税という資産系は市町村で。そして，所得系は共有税と一部は国の税金。法人税，間税，そして法人税の一部は新共有税。共有税というのは国と道州ですから道州連合の共有税ということで，人口に一番比例する消費税，住民税，こういうところを州税にする。要するに，人口当たり平均化する。

そして，試算しました。A州とB州があります。現在の一般財源，地方税（地方で取った財源）と，国がいったん取り上げて地方の支出のためにやった国庫支出金が，これが国が使う部分と。2005年には大体69兆円ある。先ほど言った税制で処理していくと，州と市町村で分けていると，もう粗々ですから，57.2兆円で，先ほどのような共有税は20兆円で，大体，州で取れるものは77兆円。今，国庫支出金は69.1兆円だから8兆円ぐらい増収しますから，これを，最も1人当たりが少ないところから最も多いところまでグラフを描いて積分し，平均のところを線を書いて，飛び出たところを低いところに再配分しようというのが財政調整であります。それを国がやった場合は垂直，お互いに話し合ったら水平といいます。垂直の場合は，最後，配分率を決めるのは国ですが，水平の場合は合議制ですから，これができるかどうかは極めて面白い議論になります。

それでやってみると，やはり南関東，中部，関西は平均よりも相当上回って取り，北関東，九州は，ほぼとんとん。北海道，東北，中四国は平均よりも相当……。人口1人当たりです。面積調整しますと，もっと厳しくなると思います。そういう形でやってくると，幾つか試算が出ています。おそらくこの辺の合意が最後の論争になると思います。

今後の展望 - 道州制実現へのプロセス

そろそろまとめです。一体，今後の展望は何か。1つは，一体，市民にとって何の意味があるのかという問題。もう1つは，いつできるのか，本当にできるのか。今日来られた方も，本当にそんなことはあるのかと考えている人もいます。こんなに複雑な政治状況で，これを中心のスローガンにしている政党があるような，ないような。政治家も，いるような，いないような。ところが，地方のほうがハッスルしてやっている。

この2つは国です。国は，はっきりと国の機関で出しております。しかし，国といっても，内閣府管轄，総務省管轄，国土交通省管轄，それぞれインデペンデントですから，しょせん内閣府が勝手にやっていると知らん顔していることもできます。財務省や文部科学省など，あまり関係なさそうな顔をしているところがありますから，これを国が決めたとは言えない。しかし，国の地方自治に関して所轄のところは，はっきりと路線を出しています。

そして，これが全国組織。1つは知事のほうです。道州制についてはかなりずれがありますが，大きな流れについてははっきり出している。それから，ここを含めてあらゆる主力経済団体も出している。経済の場合はマクロ経済をどうコントロールするかですから，市民生活がど

うなるかはなかなか見えないところが出てきますが、マクロ経済を合理的にやるには分権型だと。

そして、広島県分権計画推進委員会の広島モデルというのは、もう既に2004年にありました。そして今度は、内容は別にしまして、かなりの団体で九州モデルをつくる。

地方の動き、全国の動き、そして政府の動きと、これだけ出ていまして、先ほど言いました区割りの問題と税財源の問題でまだ一致しませんが、中身、二層制の問題その他は大体一致している。

あとどうするのか。HOP(ホップ)段階というのは地方分権化。合併がなければ、分権制は絵に描いた餅になります。市町村にそれだけの行政能力がなければというところではありますが、それをHOPにしますと、大体これは20世紀末から21世紀のほんの5年ぐらいで進んでいる。

そして、2007年から、いきなりこれが一斉に花を出しています。基本方針において世論は大きくずれていません。ただ、これから詰めていくと、税財政問題から行政配分問題から、本当に難しいところにかからなくてはいけない。これは非常に大きな仕事ですが、STEP段階だと。推進力はこういうのがある。

そして、最後にJUMPするという、ここがなかなか難しい。1つは先ほど言いました。国民にとってどういう意味があるのかを、かなりはっきりと提示しなければなりません。マスコミはほとんどキャンペーンは張っておりませんで、なかなか国民運動には転化しない。それは先ほど言いましたように、マクロの話はよくわかるけれども、市民にとって何なのか、そんなに急ぐことなのかというところが、もうひとつ落ちないと火はつかない。

それから、もう1つ。大体こういう講演会でも、総務省系や内閣府系など、要するに東京が地方分権を語るという、パラドックスをやっている。勝海舟が維新改革を語るようなもので、かなりいい線はいっていますが、推進力がそれではなかなか強まらない。本来、北海道、東北、中・四国、九州は、わが身のこととして提案し、その運動と理論が結びついて初めて流れが変えられるところがあるので、今回の私も、こういうところに出てきて「再び西南日本から変革を」と話しています。要するに、かつての薩長土肥連合に近い状況。申し訳ありませんが、私は東北日本出身であります。新潟出身で、最後、鹿児島につぶされた地方「東北列藩同盟」系であります。それは別にしまして、「再び西南日本から変革を」ということと「地方が国を包囲」。この辺をしっかりやらないと、いつまでも東京の関係者。非常に真剣にやっていますが、やはり主体は、本当に追い込まれている地方が、崩壊しつつあるところを道州制が解決するのかというところを明確に出さない限りはJUMPにならないと思います。ここまでSTEPが来れば、JUMPのタイミングを失すると、これもそのままこうなりますので、おそらく2010年や2015年ぐらいの間でこれが動かないと、これはひとしきりの祭りで終わってしまうかと思っています。

ちょうど時間がまいりましたので、これは全部、次のディスカッションにお願いして。どうもありがとうございました。

パネルディスカッション

道州制導入の意義 ～「多極・分権型」の国土形成を目指して～

コーディネーター：(社)中国地方総合研究センター理事長 櫛本 功氏

パネリスト：北九州市立大学学長 矢田 俊文氏

：山口県柳井市長(道州制ビジョン懇談会委員) 河内山 哲朗氏

：中国経済連合会会長(道州制ビジョン懇談会道州制協議会メンバー) 福田 督氏

：四国経済連合会常任理事 三木 義久氏

櫛本 氏

櫛本でございます。ただ今は矢田先生から、非常にわかりよく、しかも全般に渡り、かつ外国の例も含めて大変いいお話を賜り、改めて道州制に、あるいは分権化に対して目を開かれたような気がいたしております。大変ありがとうございます。

さて、その矢田先生のお話を受けまして、当中国地方、広島の場合、それをさらに深めていくということでございます。全国の道州制あるいは分権化のお話、それから九州のお話を賜りましたので、広島県の状況につきまして私のほうからお話を申し上げ、全国、九州、広島、それから後に四国の方のお話を賜りますから、わが国の西南地方の話がこれで全部おわかりいただけるかなと思っておりますのでございます。

実は広島県は、県庁さんを中心に、分権化や道州制に関して大変高い意識をお持ちで、県議会や産業界を含め、いろいろ審議をされてまいりました。広島県だけではございません。中国地方全体がそういうムードにございまして、中国地方5県の中でも、道州制に関して一番先に審議会等を県でおやりになりましたのは岡山県ではなかったかと思いますが、その明るる年ぐらいに広島県が審議会をつくり、発表されたのが平成16年11月でございます。これを「広島県の分権改革の推進に関する答申」ということで、知事さんに答申を申し上げたところでございます。

平成16年といえますのは、国で申しますと先ほどの矢田先生の話にありましたように、国は平成18年に第28次地方制度調査会で、道州制へという国の意思をかなりはっきりさせられたわけでありましたが、それにさかのぼること2年前であります。国の28次の答申以前に出したものと多少ご評価いただけるのかなと、自負しております。

分権改革推進審議会の答申は、福田会長の前の会長でいらっしゃいます、中国経済連合会の高須会長が会長をなさっておまとめになりました。委員は全部で24名です。ただ、24名で議論しますと議論がなかなかみ合いませんので、その中の15名が相集まって小委員会をつくりました。小委員会で事務局の方々とともに侃々諤々と練り上げたものが、高須会長の親委員会で承認されて答申になったということでありまして、小委員会の取りまとめを私がさせていただきました。

この答申と、国が出しました28次の答申。先ほど矢田先生からお褒めいただきましたが、精神的に全く同じ内容でございます。同じ内容のものを国よりも私どものほうが先につくったということですから、現在、国で行われております議論の先駆けを広島がやったと自負しており、これも矢田先生が何度もおっしゃった広島モデルということで、高くご評価いただいでい

るところでございます。

今回のこのパネル討論会もございますので、もう一度、私も第28次地方制度調査会の答申と私どもがつくりました広島県の答申を見比べ、読み直してみました。精神的には全く同じであります。ただし、全国の区割りをどういうふうに地図上で落とすか、そんな話は我々はしておりません。そういうことで、私どもの広島県は結構早々と、道州制なり分権改革に関する議論の源的な存在になっていると自負しているところです。

広島県の答申を出しましてから2年後に国の28次の答申が出たのでありますが、その後はこれをもとに、例えば広島県内の市町村合併が随分進んでまいります。市町村合併は進めばいいというものではもちろんないですが、合併の仕方が47都道府県中最大です。全国で市町村合併が進みましたが、平均して、市町村の減少率が44.7%ほど。もともとあった市町村が合併の結果、半分くらいになりました。でも、広島県の場合は73.3%で、7割以上の市町村が合併してなくなって、図体も大きくなりますし、質も高くなりますし、まさに住民に近いところの仕事は住民に近い基礎自治体、市町村でやれるという規模に、広島県の場合はなったかと思っているところでもあります。

そういう意味では、合併の進めようにしましても、その後の県民の皆様方に対するPRにしましても、広島県は積極的に対応されております。

このシンポジウムは県の主催でございますが、一昨年、去年、今回という形で3回目でございます。そして、広島県は広島大学と一緒に、一般市民を対象に、地方分権懇話会のような形での講演会を同時にやっておられます。それから、県ではございませんが、県もサポートなさいまして、福田会長がおられます中国経済連合会主催の道州制のシンポジウム等々もおやりになっております。そういう意味では、中国地方、特に広島は、道州制なり分権改革に関して、県あるいは民間も含め、全国の中でも最先端を走っている地域だろうと思っております。

今日も拝見いたしますと、随分たくさんの方々がいらっしゃり、満杯の状況でございますが、これも広島県の方々、これから私どもの地域を、さあどうしようかと。どうしたら私どもの子どもや孫たちに、いい地域を残していけるのかということに対して、大変なご関心をいただいているからだろうと思っているところでございます。

今日は幸いなことに、素晴らしい識者をお呼び申し上げております。こちらにお2人いらっしゃいますが、道州制担当大臣の下で会議をなさっています道州制ビジョン懇談会のメンバーが河内山市長さん、福田会長さんです。このお2人に中央でのご意見もお聞きし、それに対するご批判も聞きたいと思っております。

言うまでもございません。道州制や地方分権の最大の目的は、地域住民に、いかに素晴らしい幸福な状況になっていただくか。そのためには行政サービスをいかにしっかりやっていただくかという、まさに地域住民の幸福に一番の主眼があるわけでありまして。そのための市町村合併であり道州制ですから、その中心であります基礎自治体の長でございます河内山さんからお話を賜ります。

お話の順番は、この並びの通りです。では、河内山市長さん、お願いいたします。

河内山 氏

ただ今ご紹介いただきました、柳井市長の河内山でございます。福田会長も私も内閣府の道

州制ビジョン懇談会や、あるいは会長も協議会の委員さんとして、ずっと会議に参加させていただいております。もう既に14回議論をいたしまして、来月初めに1回、それから3月の初めには中間報告を取りまとめようという、ビジョン懇談会の流れになっております。

もともとはといいますか、安倍内閣が発足し、安倍総理は大変残念なお辞めになり方をしましたが、私も同じ年に選挙で選ばれたこともあり、大変仲良くさせていただいておりました。参議院選挙が終わった後ほどの危機感はありませんでしたが、三位一体改革やいろいろなこともあったり、あるいは小泉改革の陰の部分もありましたから、安倍総理としましては、何とか地域が元気になる方策も講じなければならないという強い意識は政権発足の時にありました。それで、「道州制のことを本気でやってみようと思うんだけど」というのは随分、政権ができる前から私は聞いたことがあります。私は実はその時は、安倍晋三さんに「道州制よりも分権のほうが」と言った手前あまり偉そうなことは言えないですが、お話をした覚えがございます。

今、渡辺大臣のお話がありました。実は道州制担当大臣に佐田大臣が任命され、この方も不幸な辞め方をされて、それから渡辺さんが大臣になり、今は増田総務大臣が道州制担当大臣を兼務されております。担当大臣を置いて、担当する大臣の下に一定の組織をつくり、政府としては、道州制とは一体どんなものだろうかというようなビジョンを、3年がかりぐらいでこしらえていくというのが当初のタイムスケジュールだったと思いますが、とにかく少し加速して、1年間ぐらいで中間報告をしようというのが今の時点でございます。

道州制が、ある意味では安倍前総理の気持ちがありますように、地方を何とかしようと思ったという中央政界の思いは間違いはないですが、道州制に対するイメージは、ビジョン懇談会の中の委員さんでも、これはある方の造語ですが、道州異夢などところがあり、いろいろとあります。これは先ほど矢田先生がお話しになったことに関係するのですが、我々、地方自治体の関係者からすると、合併が進んだ後の都道府県を、いかに考えるかというのが非常に強い意識としてあります。後ほど少し申し上げます。それから、財政のことを一生懸命考えられる方は、財政の効率化を進めるためには、二重行政、三重行政になっている国家の構造を改めて財政を効率化し、財政健全化に少しでも資するような構造改革になるように、道州制をイメージされている方もたくさんおいでになると思います。それから、経済界の方々は、日本の国際競争力を高めていかなければならないけれども、今の県という単位、地方支分部局という枠組みでは、地域開発をはじめとする経済的な競争力を高めていくには力不足であったり、ふさわしくないのではないかというイメージをお持ちの方もたくさんおいでになります。そういうことで様々な考え方、あるいは期待が道州制に対してはあります。それから、一般的に日頃生活されている方にとっては、これはこれからの大きな課題ですが、道州制が始まろうが始まるまいが、何が一体全体変わるのか、なかなかピンとこないというのが今の状況ではあろうと思います。

いずれにしても十数回議論をしてきまして、道州というものは、1つには大方の委員さんは、これは基礎自治体を中心とするところの地域主権という言い方もあれば、分権型国家という言い方もありますが、そのことを阻害しない。あるいは、そのことに資するような制度であるべきだということについては、大体、異論がなくなったような気がします。しかしながら、具体的にどこがどう変わるのかというのは、そう専門家ばかりが議論しているわけではありませんので、まだまだ曖昧模糊としている。これからいよいよ中身を論点を整理し、大体今、議論している道州制とはこんなものなのだというのが、3月ぐらいには中間報告で示されるとい

う段階でございます。

私も一委員ですので、全体像をあまり話すわけにはいきませんが、少なくとも基礎自治体から見ますと、広島県も合併が進み、山口県も合併が進み、全国各地で合併が進んだところで、広島県主催のシンポジウムで失礼ですが、県というのが、ある意味では邪魔者になりつつある。一方では、広域自治体にはもっと頑張ってほしいものがある。これが基礎自治体から見た今の都道府県と市町村の関係。それから、国と地方の関係で言うと、まあまあもうこの時代に霞ヶ関で全部物事を決めなければならないという状況ではなく、地域の実情に応じて中国地方なら中国地方、九州なら九州でスピーディーに、なおかつ、先ほど方言の話もありましたが、自分たちのもとの伝統文化も踏まえた形で地域を開発したり地域の文化を高めたりするほうが、いい地域になるのではないかとということも、だんだんはっきりしてきたということではないかと思えます。

具体的な事例を言いますと、広島県は、もうそうではなくなっただけかもしれませんが、例えば、まちの景観を良くしようというのは景観法ができて、景観行政が今からかなり本格的に進むような時代になりましたが、屋外広告物の規制は看板の規制でさえ、まだ都道府県知事の権限です。今、権限の移譲がどんどん進み、わが柳井市でも、やっと今度の4月から、屋外広告物の規制は市長の権限に移譲してもらうことになりましたが、いってみれば身近な行政がやるべきそういう仕事。それから都市計画の仕事です。いまだに柳井市の都市計画審議会を開いて都市計画の決定をしたものを、知事の諮問に応じて県の都市計画審議会でもう一回議論するのは二重行政。さらには農地の問題等々も、今度はこれに知事さんだけでなく、農政局長までがかかわってくるのは二重行政、三重行政。これが果たして今の時代にふさわしいか。そういう点では、強くなったり大きくなった市や町や村にとってみると、もはや県の権限ではないだろうというものを、いったん整理しなければならない。

一方では、中山間地域の開発や、流域ごとの山から海までの一体的な、特に林務行政というか、山の行政のような、なかなか非効率な部分をうまくやろうと思うと、これはやはりもう少し大きく捉えたほうがいいのではないかと。あるいは空港をどうするかとか、高速ネットワークをどうするか。これは県のレベルを超えていますから、そういう意味では県ではなく大きなところがやるべきだ。そして、身近なことは市町村でやるべきだ。これがまさに今、道州制を地方自治体から見て、基礎自治体から見ると、そうではないかという論点だというふうに、そんな議論をしている状況でございます。

櫛本 氏

ありがとうございます。権限を上から下へ下ろす場合に、現行での県の権限を市町村に下ろすのと、国の権限を県あるいは市町村に下ろすという2種類があるかと思えます。今日は最初に河内山さんが、県の権限を下ろすという話をなさいました。広島県の実情につきましては後ほど、またお知らせ申し上げます。

それでは2番目に福田会長さん、お願いいたします。

福田 氏

河内山市長さんにポイントを突いて話していただきましたので、私はその残りの部分に少し

触れさせていただきます。ダブるところもあるかも知れませんが、東京を中心とした首都圏の一極集中が続いておるわけでございます。そこから生み出される富が地方にきちんと回され地方が潤うならばともかく、現実には全くそうならないわけでございます。国と地方の膨大な財政赤字のために、国から配分される地方交付税は大幅に削減され、地方はますます疲弊してきていることは、皆さんにご案内の通りであろうかと思えます。そして、頼りとする、あるいは肝心の東京も、人口は増えてはおりますが、年齢構成で見た場合、最近、生産年齢人口の割合は減ってきており、将来的には社会保障負担が増大するなど、東京がこのまま成長し続けるとは思えません。従いまして、国全体の活力確保の観点から申しますと、わが国としましては、早いうちから地方を活性化していく施策を考えていかなければならない。その有効な手段として道州制があると思っております。もちろん道州制の前提として、東京一極集中をもたらしたと言われる中央集権体制を改め、分権型社会を構築する必要があります。

経済界として見ました場合、県の区域を越える産業政策の必要性について触れますと、地域ブロックがブロック間競争に打ち勝ち経済的自立を図っていくためには、広域自治体、つまり州政府といたしまして、選択と集中により、地域として特徴のある産業クラスターを育てていくなどの政策が必要だろうと思っております。産業政策につきましては「国単位で行うには大き過ぎ、県単位では小さ過ぎる」とよく言われます。例えば、ブロック内のすべての県が、エレクトロニクス産業あるいはバイオ産業に対して県ごとに補助金を使って育成しているとしたら、そういった場合、各県の政策には当然、温度差等がございますので、各県がばらばらで行うよりも州政府として一元的に育成していったほうが、より効果的であろうかと思えます。

また、港湾や空港などのインフラにつきましても、現在のように各県ごとに港や空港を抱えるよりも、地域ブロックとして1つないし2つ、神戸港のような大きな港、あるいは関西空港のように国際貨物線を飛ばせる空港に整備拡充できれば、物流コストが下がるのはもちろん、中国地域での生産物を海外向けに出荷する場合、中国地域内でそれが完結できるようになります。

現状を申します。コンテナで例を取りますと、平成5年では、中国地方で生産されました製品は、わずか10%しか中国域内から船で出ていかない。残りの90%は、わざわざ神戸や九州に運び、そこから出していました。それから10年経ち、それではいけないということで頑張ったのは頑張ったのですが、15年時点では53%。まだまだ、80%、90%というよその地域にはほど遠いのでございますが、中国地域内でも、こういったものが完結できる。そのほうが、物流コストは下がり、効率化が図れると考えています。そのために、港や空港までのアクセスは整備していかなければならない。これは、おそらく州政府の仕事になるのではないかと考えています。

このように広域自治体としてスケールメリットを生かしていけば、行政コストを低減でき、州税の軽減化によるメリットを、すべての企業が享受できるようになるのではないかと考えております。

先ほど河内山さんから道州制ビジョン懇談会全体のスケジュールが披露されましたが、今、中間取りまとめという格好でまとめておるところでございます。地方のいろいろな声は相当出尽くしたかなという感じがしております。

少しここで話がそれますが、私が懇談会に行くとき、羽田で降り、東京の都心に近づいてい

くわけですが、東京にまいるたびに、街の変貌ぶりがすさまじく、1カ月ないし2カ月に一度の上京でも、その都度街が変わっている。立派になっているのに驚かされるわけです。これが日本の都市かと見まがうばかりですが、都心が近づくとつれ、単細胞なのかどうか知りませんが、いつも2つの相反する思いが頭をよぎります。

1つは、「きっとこのまちに住んだり働いている人々にとって、東京という街は満足至極だろうな。居心地がいいだろうな。」しかも、自分たちが日本をリードし支えていると信じ込んでおられるのだらうと思います。もう1つは、「しかし、東京という都市空間内にいる限り、日本全体、とりわけ地方の実態、悩み、痛みというものは、ほぼ100%理解できないな。ましてや、この空間の中から日本の将来を見通すことは不可能に近く、よしんば見通したとしても、それは大いなる錯覚になってしまうのだらうな。こういう人たちに地方の苦悩を訴えても、なかなかわかってもらえないのではないかと。この2つの実感を毎回強く味わいながら、道州制ビジョン懇談会の席に着くわけでございます。

ビジョン懇談会には、道州制協議会の委員である私も参加させてもらっておりますが、難を言えば、そこにおられる人たちは、委員の方は別にして、皆地方の代表の方々です。地方の声をいっぱい持っていらっしゃる方が来られ、地方の実情を訴えられる声が十分過ぎるほど噴出していますが、受けて立つ首都圏の人々が全然参加していらっしゃいませんから、地方の声や訴えに対する彼らの反応や意見は伺えないわけです。「地方の痛みの声をそろえても、しょせん一方的な意見だから、なるべく早い段階で利害関係者にもなる首都圏の参加を得て、地方と首都圏で本音での意見をぶつけ合い、かみ合った論点整理を早くしていかなければいけません」と二度ほど提言しましたが、これはまだ実現しておりません。これは私の邪推かもしれませんが、おそらく首都圏にとっては、何もしてくれないほうが、現状維持が一番ハッピーだから、今、地方問題については静観し、沈黙を維持するのが最良の選択肢だと思っておられるのだらうと考えております。

櫛本 氏

なるほどねと思いながら、お聞きしておりました。それでは、三木さんよろしくお願ひします。

三木 氏

四国経済連合会の三木でございます。四国経済連合会は四国では一般に四経連と呼ばれておりますので、本日は四経連という言い方で説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、道州制に対する四経連の取り組み状況を申し上げます。お手元に多分、資料が配布されていると思いますが、「道州制の導入に向けた四経連の取り組み状況」という一枚物がございまして、それも見ながらお聞きいただければと思います。

まず、平成17年に道州制に関する中間報告を取りまとめ、発表いたしました。その骨子は、「わが国の行政体制として道州制への移行が望ましい。また、その際の行政区域としては、四国4県による四国州が適切」というものであります。なぜ道州制が必要か、なぜ四国州なのかということにつきましては後ほど申し上げます。次いで、平成18年には道州制に関するアン

ケート調査を実施いたしました。対象は、自治体として四国4県の市町村長，市町村議会の正副議長，経済界では四国内の経済団体，四経連会員企業のトップでございます。調査内容は幾つかありますが，道州制の導入につきましては約8割が賛成。それから，道州制の区域割は四国州が望ましいとする意見が7割を占めました。我々の考え方と同じような結果が出たわけがあります。さらに，昨年8月には，四経連と四国4県の主催で道州制シンポジウムを高松で開催しております。このような取り組みを四経連は行っております。

それでは，なぜ道州制が必要かということにつきまして，四国からの視点で申し上げたいと思います。まず，何よりそれは，東京一極集中を是正しなければならないということであり，人口減少や少子高齢化，財政ひっ迫など，わが国が成長・拡大社会から，成熟社会，制約社会へと変わってしまった中で，なおも東京一極集中が進む限り，地方の疲弊は避けられません。

四国でも人口流出が増加しております。このままでは，四国の人口は2005年から2020年，わずか15年の間に10%に当たる40万人が減少する。高齢化率は24%が33%まで急上昇する。これは国の推計であります。私どもは，こういうことに大変強い危機感を抱いておりますが，こういう状況は四国だけでなく，地方共通の問題であります。地方はそもそも製造業や農林水産業などの物づくりをしておりますし，国土の保全で大きな役割を担っております。そうした担い手が地方から減っていくということは，地方の疲弊だけではなく，日本全体の持続的発展もあり得ないと言っていると思います。

なぜこういうことになっているのかといいますと，中央集権体制の下で，東京にあらゆる機能や権限が集まっているからではないか，このことが一番ではないかと考えております。そこで，道州制導入の最大の意義は，中央集権体制を改め，各地方が特性を生かし，生き生きと自立することのできる地方分権体制を構築する。これにあると思います。現在は自立しようにも，四国各県の自主財源は，地方税ですが，4割しかないという状況です。これも地方から見れば非常に不合理な面も多々あるわけですが，いずれにせよ道州制によって権限移譲，財源移譲を図り，地方のことは地方自らが考えて実行できる仕組みに変えていかなければいけないと思っております。

また，わが国は地震など，自然災害が非常に多い国でありますので，国家リスク分散という意味からも，東京一極集中は早く是正しなければならないと考えております。さらに，道州制は国，道州，基礎自治体が，はっきりと役割分担をしていくことですから，重複行政をなくし，国と地方を通じた効率的な行財政システムを構築する点でも必要性が高まっていると思います。このように道州制は，今後のわが国の持続的発展を図っていくための非常に有効な道ではないかと考えております。

次に，道州の区割りについて申し上げます。なぜ四国州かということですが，その理由として，何よりも四国は1つの島であるということです。それから，ご存じのように，四国霊場八十八箇所のような，四国が一体となった歴史文化や風土が根づいており，住民が「自分の地域である」という帰属意識を強く持っています。加えて，4県都を結ぶ高速道路網も整備され，実際に四国4県の一体感は確実に増しております。また，四国は小さいのではないかと考えられますが，経済規模はGDPで見ますと世界43位の国，マレーシアやシンガポールのクラスに匹敵いたします。1つの州として十分な大きさを持っていると考えております。

なお、区割りにつきまして中四国州という意見もありますが、四経連としては、それは難しいと考えております。四国州であれば4県都間は概ね2時間以内で行き来できますので、各県施設の共有化や相互利用が可能ですが、これが中四国州9県になりますと、四国と中国の県都間移動は4時間以上になるところが半数以上になります。しかも、陸路は本四2ルートだけという大きな制約があります。そのため、結局は中国、四国それぞれに施設をつくらなければいけないということで、せっかくのエリア拡大による行政効率化効果も期待できないと思います。特に今後、懸念されております大地震の問題や、四国には台風が非常に多いこともあり、こうした危機管理上の点からも問題があると考えております。

中国と四国はもともと気候風土も違い、歴史文化も異なりますので、1つになると、かえってそれぞれの特性が薄れてしまうことになります。それよりも、それぞれが自立した州として個性を発揮し合う。そのほうが、違うもの同士でお互いの交流を活発化させ、中国、四国それぞれの発展につながるのではないかと考えております。

櫛本 氏

ありがとうございます。ただ今の四経連さんの中間報告は平成17年に出ている。そのお話でしたね。それから2年後の去年、4つの県の方々の四国4県道州制研究会がおりになり、内容は大体同じように拝見しましたが。

三木 氏

四国4県も、道州制について基本的には前向きに皆さん考えているということで、四国4県道州制研究会の最終報告書は部次長クラスが作りしました。もちろん、それをつくることは4県知事合意の下で、県の部次長クラス、行政のプロがつくったわけです。その中で、道州制は地方分権の有力な選択肢であると位置づけ、もし四国州ができた時はこういうことができるという具体的な施策を並べて発表したものです。

櫛本 氏

楽しく、面白く読ませていただきました。どうもありがとうございます。それでは矢田先生、何かご当地の意見に対してコメントがございましたら。

矢田 氏

時間もだいぶ経っていますので、どうぞ飛ばしてください。次に行ってください。

櫛本 氏

それでは、矢田先生には最終的なコメントを最後にいただくことにしまして、これが一応、前段階のお話、楽屋で「道州制はなぜいるのかという話をしてください」と申し上げた話でございます。

後段階は、どんな道州制にしたらいいのかという話、第二段階のお話をさせていただきます。それから、今日は最後に30分はフロアの意見をぜひお聞きし、それをパネラーの方々にぶつけ、そしてお答えをいただき、パネラー間の議論があればなお面白いなと考えております。そ

の意味で、最後の30分を一番大事にしたいと思っております。従って、終わりますのが4時半ですから、4時には第二段階の話は終わりにし、フロアの方々のご意見を賜りたいと思います。その際は、差し支えがなければ、ご所属がありましたらご所属、名前をお名乗りいただければお名乗りなすって、「委員さんをお願いします」と言っていたければありがたいと思っております。

それでは、それを楽しみにしながら後半の話ですが、先ほど河内山市長さんから、権限を下ろす。下ろすというもおかしな話ですが、従来型から言うと、国が上にあり、都道府県が真ん中、市町村が下にあるというイメージを今まで持っていたのが、つい言葉として残っています。1つは、現在ただ今でも、都道府県の権限を基礎自治体である市町村に下ろすという話は非常に重要だというお話を賜りました。

私もそう思い、それでは例えば広島県さんは、どの程度それをやりになっているのかということで県の方をつつき、資料を出してくださいとお願いして、それでいただきましたのが、皆さん方にもお配りしてあると思います。「市町への権限移譲の取り組みについて」という二枚物です。皆様方、これを開いて、例えば広島県はどの程度、現在ただ今やっているのかをご覧くださいと思います。

最初にあります「平成16年11月策定の」というのは、先ほど申し上げました、広島県の知事さんに対して私ども分権改革推進審議会が答申した答申案であります。この答申案に、そういうことをやりなさいということが書いてございますので、その計画に定めました事務権限を5年間の期間中、つまり、その明くる年の平成17年から来年の21年度までに移譲しますということですが、2、3行飛ばしますと、移譲の進捗状況です。2、446事務を移譲する対象にしており、そのうち19年度までに1,075事務は移譲しました。だから、今、広島県の進捗率は43.9%まで来ております。それを、その次のパラグラフにございますように、移譲年度を17年度から20年度まで見まして、この4月以降、20年度も含めて64.3%までしますというもろみでございます。中身ですが、一番下の欄に旅券であるとか、いろいろございます。これは後でご覧下さい。

1枚開いて見開きにしますと、マトリックスになっております。これは全部出しますと大変な量になりますので一部だけに限り、平成20年4月から6月の間に移譲する分だけを特に抜き書きしてもらいました。一番左側に区分があり、地域福祉サービス、地域保健サービス云々と書いてございまして、移譲項目があって移譲事務があります。広島市をはじめとして神石高原町まで広島県内の各市町に対し、移譲事務のどの項目がどの程度済んでいるというのが一覧表になっております。

ページ数を減らすために小さな字にしましたので読みにくいとは思いますが、ご覧いただきますように「既」というのは、もう既にはるか前に。「済みました」というのは計画に従ってもう済みました。黒丸印がこの4月に移譲します。例えば町に対しましては、まだ空いているところが随分ございます。3列目に移譲事務の白丸印がずっとございますが、これを全部数えると80幾つあります。ご覧頂いて広島県は相当進んでいるということがお分かりだと思います。

こうした権限移譲の状況がそれでは全国の中でどうなのかを調べてびっくりしました。これはインターネットで取りました。都道府県が持っております権限を市町に移譲した数を都道府

県順に並べますと、市町村に譲った数が一番多い県が実は広島県です。広島県は市町村に譲った権限が1,274。2番目が静岡県で1,049。だから、2割方、広島県のほうが2位よりも多いです。3位が北海道ですが1,005件です。4位が埼玉、次が岩手です。

広島県さんは、先ほど申しあげましたように市町村合併でもナンバーワンです。しかも権限移譲も、私どもの審議会の答申に基づいて着実に進めておられ、実際に権限を移譲された数は47都道府県中、飛び抜けての1番という状況になっています。

もちろんそれは、これだけ県の権限を一生懸命、基礎自治体に渡し、基礎自治体に近くにおられる住民たちに非常にいいサービスを提供して頂こうという気持ちがあるからです。かつ同時に、それだけの実績を積み、これから国の権限を現在の都道府県制のままで、いわんや道州制になれば、もっと地方に持ってくる下地を広島県さんはつくられているんだなという、あるいは、それを主張する根拠をつくられているんだなというふうに感じているところです。

いずれにしても、自分の地域を褒めるのは恥ずかしいのですが、これは矢田先生も褒めてくださったことですので、それに悪乗りし、ついでにわが県の素晴らしいところも、時には述べさせていただければということで、ご紹介を申し上げたところでございます。

それでは、4時にフロアからの意見を頂きますので、あと35分しかありませんが、また順番に河内山市長さんからお願いいたします。

河内山 氏

今の流れの延長で、道州制はどうあるべきかというお話を申し上げますと、広島県が事務処理の特例条例によって権限を移譲されて、これは優等生だと思います。今日は三次の市長もお越しですが、三次市はほとんど「済」がついています。県の中でもそれぞれまた取り組みは違いますが、こういう取り組みをいち早くされていますので、この次に行われることが国と地方関係で非常に重要であります。

この資料の中にも「制度的制約のある事務等を除く」と、ただし書きが書いてあります。例えば児童福祉に関することで、自立生活援助事業を届け出したり、指揮監督をするとか、あるいは児童扶養手当の認定等を行える。これも非常に大事ですが、子育てを支援し、児童のある意味では幸せにつながる一連のこれに関連する事務事業はたくさんあるわけです。保育があったり、あるいは虐待をどう防いでいかなど一連のものが、これがまた県の仕事、市町村の仕事、国の仕事と入り乱れているわけです。その上に、国があまりにも事細かに物事を決め過ぎていところがあります。例えば、保育サービスを行う時には給食室は何平米で何を置いてどうしなさいとか、それぞれの事務事業を規律する法律や政令、省令が山ほどあるわけです。

この規律密度をなるべくなくしていきませんか、一連のことがうまくいかないということですね。市町村で、いかに自分たちの地域の方々にとっては都合がいいことをやろうと思っても、思った通りできないとか、スピーディーにできないことがたくさんありますので、法律や政令や省令の、まさに地方分権の第二次改革で今議論されているものですが、法令等でどこまで決めていくかという密度をなるべく低くしましょう。できれば、国が法律で大枠を決めても、地域の実情で、条例で上書きする権限も地方政府が持つべきだという議論も、もう既に始まっています。

それからもう1つは、物事を行う時に財源の裏づけで、いまだに補助金や交付金で、例えば

義務教育の国庫負担金が2分の1から3分に1になろうと、必ず規制はいろいろな意味で加わってくるわけです。それをなるべくなくしてもいいのではないかという分野がたくさんありますので、お金の面からもさらにもう一段階、分権しなければならない。

そういうふうにして、国の事務事業、県の事務事業を、基礎自治体が生活周りのことで可能な限りスピーディーに、それから地域の実情に応じて、それから自分たちで物事を決めていくというふうにやっていく作業をまずしないと、中途半端な形で道州制が入りますと、今まで例えば三次市長は広島県庁で用事が済んだものが、どこが州都になるかは別としまして、州政府の仕事に持っていかれたのでは良くない。そういう意味では、県の今の事務事業の中で基礎自治体にかかわるところは完全移譲し、その部分については人手も権限も財源も移譲してスカスカになった県をイメージし、それから道州制を組み立てる。それは同時に国と地方の関係で言うと、霞ヶ関と例えば山口県や、霞ヶ関と広島県の関係でも同じことが言えると思います。

そういう意味では、目指すべき道州は、力強くいろいろな仕事をしてもらわなければいけない部分がたくさんあります。国は国の役割をきちんと果たし、外交や防衛をしっかりとやってもらわなければいけないのと同じで、道州には期待をすべき、先ほど福田会長が言われたようなことはたくさんありますから、一生懸命やってもらわなければいけない。しかし、生活周りのことは、もはや州政府に行かなくても大丈夫だというふうな、小さくて筋肉質の道州を目指す。そうすると、州都がどこにあるとあまり関係なくなると言うとおかしいですが、普通の人に関してはあまり問題がなくなる。そういうことがいいのではないか。

一昨年の秋に私は実は、フランスの州政府は一体どんなものかということで、パリから北に200キロぐらいのところですが、アミアン大聖堂があるアミアンが州都であるピカルディ州の州政府の事務総長に会って、いろいろとお話を聞きました。例えば、県同士で国鉄のダイヤを改正するのにいがみ合っていたから、これはもう交通体系からして州政府がやるとか、職業教育に関しては州政府がやるということで、個別具体的に、かなり小さいけれども、今まで県でやっていてうまくいかなかった部分を州がやるという形で、合理的な州政府の組み立てをしています。建物的に言うと、古い200平方メートルぐらいの床面積の事務所が2つぐらいの州政府です。小さくて、まさに筋肉質と言うとおかしいですが、やるべきことはやっている。

従って、あまり最初から。日本人はどうしても、「広島県庁があれぐらいの大きさなら、州政府は少なくともあの3倍ぐらいは」と考えて道州制をイメージしていくと失敗するのではないか。そんな感じがしており、まずは筋肉質で小さな州政府を求めていくことが大事ではないかと思います。

櫛本 氏

ありがとうございます。やはり現場の市長さんでないと、なかなかこういう話はわかりません。ついでながら、こういう問題はどうでしょうか。自然災害があった。自衛隊の応援をお願いしたい。防衛大臣をお願いする。現状は、市長さんが自ら防衛大臣をお願いはできず、県知事を通じてお願いするというメカニズムになっている。ところが、県知事さんは現場にいらっしゃるわけではない。市長さんは現場にいるわけですからダイレクトに防衛大臣をお願いすればいいのではないか。こういう権限はどこが持っていますか。国でしょうか。

河内山 氏

今、櫛本先生が言われましたように、現状の仕組みで言うと、災害派遣は県知事が要請することになっています。

櫛本 氏

それを市長がお願いできるように権限移譲をすべきではありませんか。

河内山 氏

当然そうすべきだと思います。今でも様々な制約はあると思いますが、ほぼそれに近いような運用はできるように、阪神・淡路大震災以降の教訓に則ってやっていると思います。

それでも、わかりやすい例で言いますと、昨年9月に柳井市で山火事があり、最終的には自衛隊のチヌークという大型ヘリコプターに来てもらいましたが、県知事からお願いするというものですから、現場を最もよく知っている私は1時半ぐらいに県に「自衛隊に出動してもらったほうがいいのではないですか」と言いましたが、結局「面積がヘクタール以上の時にお願いすることになっていますから」ということで、県は4時半ぐらいに自衛隊にお願いしているわけです。そうすると、4時半にお願いされても、熊本からチヌークが来ても飛べないわけです。一晩燃やして翌朝から投入したわけです。

そういうことを考えますと、なるべく身近なところに権限というか、物事を判断して、物事を決められる権限は移譲すべきだというのは、生命・安全の確保ということからすると、先ほど少し例を出しましたが、例えば児童虐待の問題で、児童相談所はいまだに全国都道府県の事務ですが、どういう設置の仕方がいいかは別として、なるべく身近なところで物事を決めて実行できるような仕組みに変えたほうが私はいいと思います。

櫛本 氏

そうですね。十分焼けなければ要請できないというのではいけませんね。それでは、福田会長さん。

福田 氏

やはり市町村の首長さんになりますと、ご商売だけに挙げられる事例に迫力があるなと思いつながり聞いておりました。

経済界としまして目指すべき道州制、あるいはその影響についてお話ししますと、これはもう何ととっても目的は、その地域を活性化させるものでなければいけない。これに尽きるような気がします。もちろんご承知のように、道州制はそれを実現するためのツールにすぎないわけでございます。それから、先ほど来、触れておられるように、中央集権体制を徹底的に改めて、地方分権に徹していかなければならないということです。

そのためには国と地方の役割分担を明確にし、全国一律の画一的な政策ではなく、地域の特色を生かして選択と集中による独自施策によって、地域を活性化していくことが大変重要だろうと。とりわけ当中国地域は人口減少が他地域に比べて先行している現状を考えますと、人的資源や既存設備の有効活用の観点からも、行政による産業政策の選択と集中は極めて重要であ

ろうと思います。先ほどの「国と地方の役割分担を明確にし」ということでございます。おそらくこれは大きな争点にはなりますが、先般のビジョン懇談会でも、「まず国の役割を徹底的に絞り込んで議論しようではないか。それを決めれば、あとは地方だ。それは基礎自治体であり道州であり、どちらかが負担すればいい話だから。その中でも住民に直結したサービスは基礎自治体でやればいい」というご意見が出ましたが、それはもっともだと思っております。

それからもう1つは、企業にとって大変なロスとなります県毎の異なった許認可や二重の行政手続きが、一刻も早く是正されなければならない。また、この分権をきっかけとし、国と地方の役割分担のみならず、官と民の役割分担をも見直し、「民にできることは民に」の原則の下、規制の緩和・撤廃を進め、民の活力を最大限に引き出し、結果として行政のスリム化を実現していかなければならない。それによって、これは企業にも当然のことながら、域内の税負担が軽減されていく格好になりますから、域外からの企業進出も活発に行われるであろうと。

それから、同じくグローバル化が進展する中で、企業の国際競争力が増すような道州制を目指すべきだと。特に順調な経済成長を続けております東アジアや近年台頭が著しい北東アジア等、環日本海諸国に地理的・歴史的に非常に近い九州、中国、四国等の西日本地域は、道州制により、これら諸国との関係強化を強く織り込んだ施策や仕組みづくりを実施することができる。それによって地域活性化や国際競争力強化を実現できる。このメリットは随分大きいと思っております。

それからもう1つ、私どもの役割としましては、先ほど櫛本先生からご披露がありましたが、7月に中国地方の5県と主要経済団体の共催を得て開きました道州制シンポジウムで、大変多くの方にお見えいただき熱心に議論していただきましたが、会場からの質問や意見は「地方分権って何」とか「道州制は単なる県同士の合併ではないのか」というもので、基本的なことがまだ理解されていないようでした。

道州制の制度設計自身は国や県といった行政が主体となって行うべきであると理解しておりますが、経済界としましては、制度設計の検討に対する意見は積極的に述べさせてもらい、同時に、国民への啓蒙活動は、しっかりしていかなければいけないと思っております。

特に「道州制になれば役所が遠くなってサービスが低下するから嫌だ」。あるいは、「州都地域だけがメリットを享受し、我々、離隔地にいる者は取り残されるのではないか」といった大いなる誤解は、先ほど来ありますように、自分たちのまちで、むしろ近くでサービスが受けられるようになることや、州都が初めにありきではなく、当地域に最も望ましい道州制の姿を徹底的に議論し描き切った後、最後の最後に州都を決めていく。100メートル競走で言えば95メートルまでは、どういう道州制がこの地域にいいのかを議論し、その後、最後の1~2メートルで、州都はここにしようと思えばいいのだと。区割りにつきましても、歴史、経済、つながり等を視野に入れながら、道州制議論の過程で詰められていくべきだと思います。

それから、道州制になる前にインフラ面でイコールフットィングの状態に持って行ってくださいというのは国に対してのお願いです。ご承知のように、インフラ部分において、中国地方は他のブロックに比べて極めて劣後するような状態です。例えば高速道路ですが、特にこちらで言えば山陰自動車道ほかいろいろございますが、そういったものはきちんとそろえてくださいと。それから用意ドンということで競争に入るならばいいですが、初めから勝負があったようなアンイコールな状態だけは勘弁していただきたいということでございます。

それから、1つだけちょっと悪乗りして。先ほど来、話もありましたが、道州制の必要性や、これからの国の姿、分権の話を、もう少し全国紙、地方紙、あるいはテレビ局で定期的に取り上げていただけないかという思いがします。やはりマスコミの影響力は非常に大きいので、そういったものをシリーズで、定期的な報道していただき、論議がずっと高まっていく過程を紹介していただくのは大変大きな力になると思っております。もしここにマスコミ関係の方がいらっしゃれば、どうぞよろしく申し上げます。

櫛本 氏

ありがとうございます。それでは三木さん、お願いいたします。

三木 氏

道州制の実現に向けて、四国の経済界として何をなすべきかについてです。先のアンケート調査の中で、道州制導入のデメリットや不安の1位は大都市圏と地方圏の格差拡大、2位は道州内での格差拡大でありました。こういう不安をどのように解消していくかが、我々として考えていかなければいけないことだろうと思っております。

まず、東京など大都市圏と地方圏との道州間格差の懸念の問題です。これは、これまで中央集権体制の下で、東京を中心にインフラが先行投資されてきましたので、そうした東京などの大都市と四国は、インフラや人口集積、産業集積で大きな格差があります。これは道州制になったからといって、すぐ解消されるわけではありません。こうした経済格差、さらには税収格差を残したままでは、東京一極集中を是正して地方が元気になっていくという、道州制本来の狙いは到底実現できません。従って、わが国の道州制が立ち行くためには、適切な税財源の移譲とともに、道州間の財政調整システムがどうしても必要であります。また、道州制導入に先駆けて、地方圏の自立や対等な競争ができるインフラ整備を着実に進めていくことも重要だろうと思います。こういうことを国にしっかり主張し、適切な制度設計を働きかけていくことが、私ども地方の経済団体の大きな役割ではないかと思っております。

それから、道州内格差が広がるのではないかという問題でございます。これにつきましては、道州政府ができましたら、四国全体の波及効果を高めようとネットワーク構築などに力を入れると思いますが、同時に各基礎自治体が道州内格差是正には大きな役割を果たさだろうと思っております。今もお話がありましたが、道州制におきましては各自治体が財源・権限を移譲され、それぞれの地域資源を生かして自分のまちを、より住みよいまちにしようということで競い合うことになると思います。そういうことが四国隅々までの資源やポテンシャルを掘り起こすことになり、生き生きとした地域が四国全体に広がっていく。そうなってもらいたいと考えております。そのようになる基礎自治体は、どうしたらいいのか、どうあるべきかを今後、経済界としても、よく考えていかなければいけないと思っております。

櫛本 氏

ありがとうございます。四全総のフォローアップ、五全総、最近の広域行政改革、いろいろな形で何か地方に大きな話があると、すぐ矢田先生をお呼びしてご意見を聞こうというのが、私どもの習慣のになっております。今回も矢田先生に、わざわざお忙しい中お越しいた

だきました。先ほどのこちらの皆さんのご意見をお聞きになり、何かご感想がございましたら、ひとつお願いいたします。

矢田 氏

時間はいただけるのですね。

櫛本 氏

5分ほどございます。

矢田 氏

テーマは道州制導入と言いながら、私の専門は国土構造論です。企業が自由な立地選択をし、個人が全く自由に居住地選択、空間行動をした時に、どういう空間システムができるかが私のテーマです。国土政策によっても一向に解決しないのは、市場メカニズムによって東京一極集中が形成されているからです。集中させるのは、国家権力が集中し、インフラも集中しているからです。分権型をした時に、多極国土形成ができるのかというのは非常に大きなテーマです。

1つは、日本は徹底的な国の権限主導でキャッチアップしてきた。お陰で巨大企業の本社および巨大企業の支社が、霞ヶ関の権限と絡めて東京に集まっている。政府と経済中枢が集まりますと情報がほとんどそこに集まりますから、マスコミもシンクタンクも集まってくる。特に出版印刷やマスコミが集中すると、再び情報が拡大します。そういうところがすべて情報発信源であり、学術も芸術も、そこにいないと日本ではないという話になります。国家権力そのものが分権化しても、すでに集中を加速するスパイラルが出来上がっています。そこで、分権によって集中が崩れるかということ、自動的にこれは作動するだろう。そう簡単に崩れない。

しかし、これは半世紀かけてつくった一極集中ですから、ちょうど国家権力を分権化し、それぞれ州都や市町村が相当権限を持ちますと、今はスピードが非常に速いのですから10年20年になると、求心力そのものが弱ってくる。地方それぞれに求心力ができる。そういう点で、道州の中心に、情報の集中拠点、政治の拠点、経済の拠点をつくることによって、多極分散型国家がある程度出てきたと思っています。その辺の市場メカニズムそのものがこれによって変わってくる。枠組みが変わってくる。しかし、時間はかかる。おそらく分権型が地方分極型と多極型に結びつくことは十分あり得るし、それを一方で目指さないと、なかなか分極型の国土形成はできないだろうと思います。

私はずっと全総にかかわってきましたが、一向に多極化しませんし多軸化しません。市場メカニズムが動く根源は一点集中的なインフラと、いわゆる中央集権的な権力が霞ヶ関を中心にできているからです。あらゆる分野の権力があそこに行っているとなりますと、そこを少しずつ壊していくことしかないのだろうと思っています。

櫛本 氏

ありがとうございます。従来は、多極・分散型と言っていました。ここでは多極・分権なのです。多極の多があちらもこちらもとなって、多極が無限大になり、それに分散がついたものですから、多極・分散というのは、全国を散り散りばらばらにしてしまい、東京だけが1つ残

り、結局は一極集中をつくったと私は思っております。そうではなくて、極を1つだけではなく多にする。道州がたくさんできれば、それなりに極ができていきます。その意味で多極・分散ではなく「多極・分権」というところにご注目いただきたいと思っております。

それでは、お約束でございます。フロアからもたくさんのご意見があると思いますので挙手していただき、マイクをどなたかが持って行ってくださると思いますので、ぜひお願いいたします。

《質疑応答》

参加者

本日は道州制導入の意義について大変わかりやすい説明をしていただき、ありがとうございました。手元にいただいた資料で、市町への権限移譲の取り組みについて、広島県は全国でトップクラスの取り組みをしているというご説明をいただきましたが、まだ国から県への権限移譲はほとんど行われてないと伺っております。

地方では、特に中山間地域は、産婦人科医、小児科医などの医師不足が深刻になっております。ところが、アメリカなどでは州ごとに医師や弁護士の免許を付与しますので、こういった問題は起きておりません。道州制に移行するに当たり、ぜひとも医師や弁護士、介護士、看護師など、地域で必要とされる専門職の免許を道州で与えられるように、多極・分権型の社会を目指していただきたいと思っておりますが、その辺りの議論は今までのところどうなっていますでしょうか。

櫛本 氏

今日は、あまり具体的な話には入っていませんが、どなた様にお答えいただきましょうか。

河内山 氏

直接、私がそのことについて答えを持っていたり、過去にそのことズバリの発言はしてきませんでした。実は私は平成15年から厚生労働省の社会保障審議会の委員をしていました。明らかに厚生労働省というか、国全体がそうですが、医療や福祉の負担のほうに着目して、これまでずっと議論してきました。というのは、社会保障制度が確立されて国民皆保険もあるし介護保険制度もできたけれども、これ以上ある意味で費用がかかり過ぎると、国民が負担不可能になって制度がうまくいかなくなるのではないかという議論を、特に小泉内閣の5年間は、ずっとしてきたと思えます。

しかし、そのツケというか、コインの表裏で言うと、負担のほうを議論すると、給付についても同時に負担を減らそうと思えば、給付はどうしても減るわけです。それが至るところで今、医師不足の問題が起こったり、最近では介護福祉現場での人手不足の問題が起こってくる。従って、今まさに議論が、これから先どうしたらいいかという、ちょうど境目というか、反転し始めているさなかです。

そのことと分権や道州制がすぐさまマッチするかどうかは別として、今ご指摘になりました

ように、地域の中で日本の場合はまだまだ、例えば国民健康保険は市町村がやるのですが、先生方や診療所の配置を含めた医療計画は県知事さんの権限の下にあります。お医者さんの免許や教育は誰がやっているかという、これは文部科学省が一生懸命やっている。従って、ある意味では、みんなで一生懸命、医師不足対策をやろうと思ったら、知事も頑張らなければいけないですが、つまるところ、ご指摘になりましたように、最終的には、お医者さんの数を増やそうと思ったら、大学医学部定員をどうするかとか、あるいは地域枠を設けるというところになってくる。そうすると、地域枠を設けようが、大学定員を増やそうが、大学生がこの4月に入学しましても、お医者さんになるには10年かかりますから、10年後の答えは出せるけれども、短期的に答えが出せないというのが、日本の医療提供のある意味では問題点です。

そういう意味では、そのことが可能かどうかという、ご指摘の通りだと思います。どうやったらお医者さんがうまく増やせるかという、増やす仕組みをつくる以外にない。それが地域免許なのかどうなのかは私も不勉強でよくわかりませんが、まさにみんなが助かるという、みんなが喜ぶような制度設計をしなければならぬということからすると、地域の活力を保ったり、地域の安全・安心を、まずは失わせないような制度設計を道州制の中でやるというのは、極めて大事なポイントだと思いますし、そのことはもう、道州制ビジョン懇談会の中でも、いろいろな方がご指摘になっています。そのままズバリの議論は今までございませんが、おっしゃることは、私は実感としてよくわかります。

矢田 氏

今言われたのは全くそうで、すべてほとんど、高度専門職・ライセンスは大学になります。薬剤師、医師、建築士、弁護士、すべて大学が係わっています。

ただ、今、県立では看護大学がたくさんできています。コ・メディカルの保健師、看護師の資格が得られる。医者の仕事と保健師、看護師の仕事は、日本ほど厳しく制限されたことはありません。相当程度、農村にいる保健師さんが、欧米では、日本では医者にしかできないところをやれます。おそらくその辺の専門職の規制そのものを変えて、保健師にある程度、医師的な仕事ができるような法的改正をしたり、それだけの人材育成をすれば即効性がある。医学部の定員を増やすことしか対策がないというわけではない。日本の看護大学の学長さんたちが集まって、欧米との比較で日本はあまりにも厳し過ぎると厚生労働省と話し合っています。今の制度のままで緩和して、農村地帯における保健師さんの活動は可能であると思いますので、多面的に実情に合わせて提案すべき話だと思います。

櫛本 氏

ありがとうございます。ほかにございませんか。

今のお話、ここで結論は出てないですが、申し上げたいのは、先ほど、第28次地方制度調査会とビジョン懇談会の話をしました。もう一つ、今、国のほうで進行中なのが、平成19年4月に発足しました地方分権改革推進委員会で、一月に2回くらい精力的に議論しております。そして、この中間取りまとめを去年の11月に出しております。その前書きに、こんなことが書いてあるのです。この委員会は、この4月に発足して以来、各地域の市町村長と議論してきた。地方6団体との意見交換もやってきた。中央省庁とのヒアリングも精力的にやってきた。

そして、その感想です。「中央省庁が、これまでの方針をかたくなに守る姿勢を取り続けている実情も目のあたりにした」。こういうのです。

しかし、県は、市町村に対し、自分の権限を結構下ろしている。国が、いかんと言うものはしょうがないです。下ろせるものは相当下ろしているのですが、国はかたくなに権限を下ろすことに抵抗しているのを目のあたりにしたと、前書きに書いてあるのです。都道府県制の下では、中央省庁が権限を下ろすのに抵抗するのは当然なことなのでしょうね。ですから、今のお話は道州制になれば可能になる話です。ですが、今の話は、目の前でお子さんが生まれようかという産婦人科の話ですから、道州が始まる前に今の都道府県制でもやりたいですね。それが、「かたくなに」では困りますよね。以上でございます。よろしゅうございますか。

参加者

ぜひとも多極・分権型の社会を目指しての制度改革と申しますか、規制改革をお願いいたします。

櫛本 氏

ぜひそういう形にしたいですね。そのためにも道州制、あるいは国の権限移譲が必要なことを、いろいろな立場でご発言いただければと思います。ほかにいかがでございましょう。

参加者

今日は、櫛本先生のコーディネーターで非常に有意義な会だったので、大変感心した。大変ありがたいなと思います。

であります。問題は、櫛本先生、広島県は83市町村が23市町ぐらいになり、そういう面では大変熱心です。今の移譲も大変よく進んでいます。ただし、今、矢田先生の道州制の九州モデルを聞いていますと、これは、道州制検討体制に第1次、第2次がある。だけど、広島県は中国地方で、どのようにやっているのか。柳井の河内山先生もおいでになりますが、第1次、第2次、実際具体的に、道州制を目指しての県として。あるいは福田先生でも。福田先生は経済同友会などの連合会で多分あるかもしれませんが、それはどうなっているのかが1点。

それから、三木先生であります、「中四国の中で四国でくくる」とおっしゃいました。福田先生は「区割り後は後で」とおっしゃるのですが、中四国でくくっておられて四国でくくられるのも、歴史的、文化的、あるいは今の四国連絡架橋は2つしかない。その時に、四国を中心にした場合どうなるのか。例えば、どこが主導権を持つのか。例えば州都ですよ。州といえどどうなるのかなということ。

それから矢田先生、このHOP、STEP、JUMPです。非常にこれは面白いと思いますが、JUMPの中で「地方連携の形成」と言っておられます。これは今、北海道、東北、中国、四国、九州で、北海道もあると思いますが、これを今後どのように進めればいいのか。国はねじれ現象ですから、民主党はこういうものは、今年は参議院の時に出したと思います。だけど、今度の時には出してないような気がする。参議院の時自民党が出したのかな。今の民主党は出してない。ねじれ現象の中で、それがどのように進んでいくのかということ。

それからもう1点、財政問題であります。税財政制度の中で、くくりの問題にもかかわりま

すが、中四国、東北がマイナス0.8兆円。中国・四国のくくりでマイナス0.3兆円になっています。この分は私もよくわからないのでありますが、このくくりの話からすれば、矢田先生はどのように考えておいでになるのか。中国でくくるのか、あるいは四国でくくるのか、あるいは中四国でくくるのかという。先生の思いで結構ですが、どうなのかをお尋ねします。

櫛本 氏

ありがとうございます。難しい話ばかりで、まずブロックの取り組みですが、これは福田さん、ご感想をお願いします。

福田 氏

道州制論議をどうするかについては、それぞれ経済4団体の中で、経済同友会は経済同友会で、我々は我々で、今の段階としましては、例えば経済同友会さんは極めてご熱心に、他の県の同友会、あるいは四国さんあたりともディスカッションの場を設けておられるやに聞いております。それから、中国経済連合会の中では委員会の1つの分野に、道州制についてしっかり検討していこうというのを設ける予定にしております。結論的には、それぞれの経済団体の中で今、個別に議論を進められている。

ただ、九州さんから今日ご説明がありましたが、戦略会議のような格好で、たちまち行政と経済界と一緒に議論するというのは決まっておりません。いずれはそういう方向に動いていくだろうと思いますが、まだその前に整理していかなければいけない、中国地域が活性化していくためのテーマが色々ございます。例えば、広域観光の問題もその1つかも知れませんが、そういったことも含めて、なるたけ一体となって経済4団体と行政とがディスカッションするステージが、そろそろ必要だということで今進めております。ここでたちまち道州制を議論する予定は入っておりませんが。

櫛本 氏

ありがとうございます。三木さん、お願いします。

三木 氏

四国の州都はどこかということですが、議論は全く出ておりません。要は、州都とは一体何をするとところかというのが基本的にまだわかっておりません。ですから、議論のしようがありませんし、あまりそれを議論すると、本来、道州制をどうすべきかという議論自体が進みませんので、この問題は、道州制の導入が決まり、四国州でいくというのが決まってから、みんなで四国の中で議論すればいいのではないかと考えております。

櫛本 氏

ありがとうございます。矢田先生。

矢田 氏

JUMPの話ですが、私は福岡にいて3年前に北九州に行きました。地方は、地方の活性化の知

恵を、いつも東京から借りている。ありがたくいただいている。この発想が地方分権を最も駄目にしてしまうと思っています。地方分権のスキームをどうするかよりも、誰が語るかが大事です。東京の人は、地方からの声が一番怖いのです。東京の何とか先生が語る話よりも、地方のあちこちから同じような発言、いろいろなものが出てくるのが一番、中央の意思形成に影響する。今回の選挙も、おそらく地方の不満が出たが故で、それを東京の人に後生大事をお願いしてデザインをつくってもらおうとって、そのデザインが地方分権であるという、この姿勢そのものが、地方分権を放棄しているのだと私は思っています。東京の人の責任ではありませんが。

やはり、そこは自らの足で立って、自らの頭脳で考え、そして活性化デザインを作る。これが東北から九州、沖縄まで相当大きな流れとなつて、多少、税財源の見解で違って、地方の発想として主張する。三大都市圏辺りでは、あまりにも人材が多過ぎてまとまるわけがないのです。

私も東京にいまして九州にいて、九州でしゃべると相手にされないけれど、僕の後輩の法政大学の教授が行くと後生大事にする。地元には発想の豊かな偉い人はいないという確信のようなものがあって、必ず東京の人に来てもらう。東京の人は、俺が言うから偉いと思っているのですが、それは、たまたま見るからみんなが集まってくる。

やはり戦略自体も地方がつくってはじめて地に足がついたものになる。そして、地に着いた意見を言うから東京が動揺するのであって、そこを間違わない。今後のシンポジウムの人選も地方で、多少中身が洗練されてなかりうが、はるかに効果があると私は思っていますので。地方分権は地方から提案するということは、はっきりさせたほうがいいと思います。

櫛本 氏

同意見でございます。広島県さんが、分権や道州制に関して先んじてやっておられるというのも、それは東京のご意見もいいものは十分に参考にさせてもらわなければいけないけれども、地域は地域で考えるというのが大切であると思います。

この問題についても広島県は広島県で考えるというのを先んじてやっているということで、多少なりとも広島は、地域は地域で考えるという姿勢が進んでいるかなと思っていますところ。

参加者

この間、私は倉敷のほうに行きました。岡山は道州制シンポジウムを、まず岡山市内でやります。これを今度は倉敷でやる。そして、津山でやる。岡山県全体でやっているのです。

広島県も非常によくやっているのは私も感心しています。広島市に比べて、これは大したものだと思っている。市はまだまだ。矢田先生、長崎の市長が亡くなりましたでしょう。あの伊藤市長の時には、あの人が中心になって九州連合をやっていました。市長が、市がやっているのです。広島市の場合は今からだろうと期待しておりますが、なかなかできない。

だけど、岡山県は、櫛本先生、広島県もよくやっているけれど、そういうふう既にやっている。岡山は今言ったように、倉敷でも津山でもやっている。だから、これをどう持っていくのか。あるいは、中国地方でどう考えてやるのかというのが。検討何とか委員会がありました。あれを検討体制というのですか。あれが連合かもしれない。これをどうやるかという熱意が足

らないです。

今、福田先生がおっしゃったマスコミにしてもそうです。マスコミにしてもおっしゃる通りで、また今度は東京の福田先生がぼやいておられましたが、「東京のあれを言わない。ちゃんと見えと言わない」というのが出ていました。やはり地方は、矢田先生がおっしゃるように、もっと大きな声で自信を持って性根を入れて、「地方から進むんだ」と、これがいると思います。おっしゃる通りです。ただ、今は先生、県はもう少し頑張らないといけないということです。

櫛本 氏

ありがとうございます。さて、そろそろ時間ですが、短くお1人だけ。

参加者

実は私のまちは広島県の合併の中では一番スタートを切りましたが、当時の流れを見ますと、まさに昨年までよく叫ばれておりましたように、アメとムチということが実際に今起きております。私はこの道州制で何を懸念するかといえば、議論する段階でこういうことを言っただけは申し訳ないですが、やはりアメとムチが出てくるのではないかと。これを一番心配している。まず1点がこのことです。

それと、中国地方の道州制がもしできた場合、全国で8つぐらいに区切られるかも知れませんが、先ほど矢田先生からお話があった九州については、今、企業がどんどん北九州に移転しており非常に元気のある地域です。かつてこの広島地域、中国地方も、石油コンビナートで非常に活気を帯びた地域であったのですが、今は少し右肩下がりで非常に厳しい状況が続いている。

ですから、道州制が導入される時点で、広島を中心にした中国エリアが果たして元気になれるのか。分権ということで権限だけいただいて、その上で市民の幸せのために物事を行っていくとする時には必ず財政が絡んでくるわけですが、この財政の裏づけが乏しいのではないかと。こういった点が非常に懸念されるのですが、先生方がどのように受け止めておられるのか、お伺いしたいと思います。

櫛本 氏

矢田先生、お願いします。

矢田 氏

全くその通りで、その分析をきちんとしないとイケませんし、九州でも、州都がどこになるだろうが、やはり新しい州都を中心にするので、東国原さんが私に「宮崎を過疎化するなら反対だよ」と、はっきり言いました。

どういうデザインで九州をつくるか。私はもう1つは九州地方広域計画策定に参加していますので、はっきりと多極型圏土構造を提案しています。圏というのはエリアの圏です。そのためには県庁所在都市と30万以上の都市を徹底的に拠点にするというのを出しています。おそらく市場メカニズムでいくと危ない。放っておくと危ないのです。山陰がぼろぼろになる可能性は否定できないと思います。今度は東京に出てくる代わりに広島や岡山へ行くことはありま

す。そこまで詰めて、中国圏における地域間格差についても、その可能性が拡大するか否か詰めなくてはなりません。市場メカニズムとしてどうなるか。個人の選択はどうなるか。そんなに甘くはないと思うので、そこまできちんと詰めながら道州制を提案しないと、足元から崩れるという感じは持っています。

櫛本 氏

ありがとうございます。いかがですか。

福田 氏

東アジアの台頭ぶりは、世界の中でも実に驚くべき経済発展を遂げています。最近では、環日本海諸国、これはロシアも入っておりますが、それからずっと南下するにつれ、色々な国々の台頭が起こってきている。港に関しては、例えば釜山というのが韓国にあります。この1つの港のコンテナ取扱量は、日本の全港のコンテナ取扱量を合わせたものに匹敵します。たった1港でそれだけのキャパを持っており、世界で5番目の大きさです。それよりも上位のほとんどがアジアに存在しています。

先ほど「地理的にも歴史的にも非常にいい位置に西日本はいる」と言いました。地方分権をすることによって、西日本にふさわしい国際競争力を培えるインフラが整備できる、デザインできるということを今申し上げており、中国だ、九州だ、四国だということなく、西日本にとってはビッグチャンスが来ている。それに、うまく道州制を利用すればいいということを申し上げておきます。

櫛本 氏

ありがとうございます。まだまだご意見があるかと思いますが。

福田 氏

1つだけすみません。今、ウラジオストクが非常に脚光を浴びています。なぜならば、これだけ高いエネルギーの時代がまいりますと、資源、原油、ガス、石炭等、あらゆるエネルギーが集中しているロシアには、ものすごいお金が入ってきて、いずれは、中東諸国の産油国並みのお金持ちになる。従って、シベリアも開発されて、ウラジオストクからの荷動きが激しくなることが予測されるわけです。

このウラジオストクについては、今ほとんど富山や新潟あたりが俺たちの港だと理解されているようですが、実はきちんと地図で測ってみますと、ウラジオストクから見た場合、新潟も富山も境港もほぼ等距離にあります。つまり一番北の港でさえ、境港は有利な位置にあり、これがどんどん東アジアに向けて南下してまいりますと、浜田も含め、ますます有利になります。北朝鮮も、いずれはあそこに新しい港ができてこようかと思えます。そういうこともご理解いただきますと、今のうちに東アジアおよび北東アジアの成長のダイナミズムを取り込むべく、きちんと設計図を描いておかなければいけないと思っております。

櫛本 氏

ありがとうございます。まだまだご質問・ご意見があるかと思いますが、予定の時刻まで、あと1分を切ってまいりましたので、時間係としてはこの辺で終わらせていただきます。

今日は広島県主催のパネル討論会としましては3回目ですが、以前のパネル討論会に比べましても今回は特別面白かったと感じております。

1つには、矢田先生の素晴らしいご説明。それから、パネラーの方々のご意見もでございますが、何よりも、フロアにいらっしゃる方々のキラキラしたような熱心なまなざし。これにパネラーの方たちが押されて、いい意見も出たのだらうなと思うわけであります。そういう意味で、今日は最大の謝意をフロアの方々に差し上げ、かつ遠くからお見え下さいました矢田先生、フロアの方々にお礼を申し上げ、これで私の司会を終わらせていただきます。

今日は、どうもありがとうございました。